

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

企業会計の観点からみた資本の意義・機能 —先行研究のレビューと今日的インプリケーション—

ふくしま たかし やまだやすひろ
福島 隆 ・ 山田康裕

Discussion Paper No. 2009-J-19

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

企業会計の観点からみた資本の意義・機能
——先行研究のレビューと今日的インプリケーション——

ふくしま たかし やまだ やすひろ
福島 隆*・山田 康裕**

要 旨

現在、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が進めているような金融商品の負債と資本の区分に関する議論の方向性を評価するに当たっては、企業会計上の資本の意義・機能をどう捉えるかに立ち返って検討することが必要であり、その前提として、企業会計上、資本に関連してこれまでどのような議論がなされてきたかを改めて整理することは有用であろう。本稿は、こうした問題意識から、企業会計における「資本」に関連する論点を幅広く洗い出し、日本の研究を中心に各論点の先行研究をレビューしたうえで、それらの議論の今日的インプリケーションを検討するものである。具体的には、大きく「資本」そのものに着目する論点として、資本の概念・定義、資本の認識・認識中止、資本の再評価（事後測定）、資本の部の表示についての議論を、また、「資本」と「何か」との関係に着目する論点として、物価変動と資本、資本と利益の区別、資本と負債の区別、会計主体と資本についての議論を取り上げている。そのうえで、こうした問題を整理・検討するうえでは、会計の目的（または機能）と会計理論との関係を明らかにすることが重要であり、その点について検討すべき課題が多く残されていることを指摘している。

キーワード：資本会計、負債と資本、資本と利益、会計主体論、資本維持概念

JEL classification: M41

* 明海大学不動産学部准教授（E-mail: ftakashi@meikai.ac.jp）

** 滋賀大学経済学部准教授（E-mail: yyamada@biwako.shiga-u.ac.jp）

本稿は、日本銀行金融研究所主催の「会計上の資本に関する研究会」（座長：川村義則 早稲田大学教授）第3回会合（2008年11月25日、報告者：山田）および第7回会合（2009年4月27日、報告者：福島）における報告をまとめたものであり、1節～6節および8節は福島が、7節、9節、10節は山田がそれぞれ執筆した。報告に当たっては、同研究会のメンバーである大杉謙一教授（中央大学）、金子良太准教授（國學院大学）、川村義則教授、野間幹晴准教授（一橋大学）との議論から貴重な示唆を得た。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者たちに属する。

目次

1. はじめに.....	1
2. 資本の概念・定義.....	1
(1) 伝統的な議論.....	1
(2) 会計の目的観の変化と資本概念.....	3
3. 資本の認識・認識中止.....	5
4. 資本の再評価（事後測定）.....	6
5. 資本の部の表示.....	6
(1) 資本の部の表示とその意義.....	6
(2) 資本の部の表示と投資意思決定目的.....	7
6. 物価変動と資本.....	9
(1) 物価変動下の資本維持概念.....	9
(2) 金融商品に適用される資本維持概念.....	12
7. 資本と利益の区別.....	15
(1) 「資本と利益の区別」をめぐるこれまでの議論.....	15
(2) 「資本と利益の区別」の現代的意義.....	18
8. 資本と負債の区分.....	21
9. 会計主体と資本.....	22
(1) 現行会計の基礎にある会計主体.....	22
(2) 会計主体の違いによる分類の相違.....	24
(3) FASB [2007] の基礎にある会計主体.....	25
(4) FASB [2007] と概念フレームワークの整合性.....	27
10. おわりに.....	28
【参考文献】.....	31

1. はじめに

現在、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの1つとして、金融商品の負債と資本の区分に関する基準の開発を進めている。そこでは、資本の特徴を有する金融商品の区分に関し、「資本」を先に確定するというアプローチが検討されている¹。

こうした国際的な議論の方向性を評価するに当たっては、さまざまな切り口が考えられるものの、いずれにしても、企業会計（財務会計）上の資本の意義・機能をどう捉えるかに立ち返って検討することが必要であろう。またその前提として、企業会計上、資本に関連してこれまでどのような議論がなされてきたのかを改めて整理することは有用であると考えられる。そこで本稿では、企業会計（財務会計）における「資本」に関連する論点を幅広く洗い出し、各論点についてこれまでどのような議論がなされてきたかを日本の研究を中心にレビューしたうえで、それらの議論の今日的インプリケーションを検討することとする。

具体的には、まず、大きく「資本」そのものに着目する論点として、2節から5節で、資本の概念・定義、資本の認識・認識中止、資本の再評価（事後測定）、資本の部の表示をそれぞれ取り上げ、これまでなされてきた議論を整理する。続いて、「資本」と「何か」との関係に着目する論点として、6節では物価変動と資本、7節では資本と利益の区別、8節では資本と負債の区別、9節では会計主体と資本についての議論を紹介する²。各節では、可能な限り、こうした議論が今日の社会経済環境のもとにあってなお当てはまるものであるかについての評価を加える。10節は、本稿のまとめである。

2. 資本の概念・定義

（1）伝統的な議論

これまでわが国でなされてきた資本の概念（定義）に関する議論は、次のよ

¹ 負債と資本の区分に関するIASBとFASBの共同プロジェクトの経緯やこれまでの公表物の概要等については、大杉 [2009] の補論「金融商品の負債・資本区分をめぐるIASB/FASBの議論について」や秋坂 [2009] 等を参照。

² 当然のことながら、資本関連論点がこのようにすべて割り切れるものではなく、また、各論点は密接に関連しているものの、各論点を明確するためにこのように整理することとした。

うにまとめることができる³。第1に、資本はさまざまな意味に使われてきたが、最広義の資本概念には他人資本（負債）も含めて考えてきた（すなわち、貸借対照表の貸方全体を資本と捉えていた）⁴。第2に、会計上、単に資本という場合には、一般的には他人資本（負債）を除いた自己資本を指すことが多いが、そのように捉えた場合であっても、資本の概念（定義）は会計上必ずしも明確ではなく、会社法（商法）⁵の資本概念を準用することが多かった⁶。第3に、企業会計基準委員会（ASBJ）が概念フレームワーク（討議資料）において財務諸表の構成要素を定義するまでは、会計基準設定主体（企業会計審議会等）による公式な会計上の資本の定義は、他人資本、自己資本ともに存在しなかった⁷。

ここで立ち戻って、なぜ会計理論上、資本概念を積極的に定義してこなかったのかを考えてみると、次のような2つの理由が考えられよう。

第1に、会社法と会計とでは目的が異なり、会社法では一般的に資本概念の明確化が重要であったのに対して、会計理論では利益の明確化が重要であったということである⁸。伝統的な動態論⁹のもとでは、一般的には、企業会計の目的は利益計算であったといわれており、会計上は、相対的には利益のほうを重視していたものと思われる¹⁰。もちろん利益とは何かを考えるうえでは資本を考え

³ 企業会計上の資本概念の捉え方は、古市 [2006] を参照されたい。

⁴ 染谷・武田 [1971] 3頁、久野 [1987] 55頁など。

⁵ 以下、本稿では、とくに断りのない限り、商法と会社法をまとめて、単に「会社法」という。

⁶ 例えば、北村 [2008] では、「会社法では資本の概念は明確なのであるが、会計理論においては、資本の概念は必ずしも明確ではない」（299頁）と指摘されている。ここでの「資本」は、会社法と会計理論を対比させていることから考えて、自己資本を意味するものと思われる。

⁷ 資本を直接的に定義している文献には、次のようなものがある。「広義に資本は収益的生産に投下された貨幣額を意味する」（染谷・武田 [1971] 3頁）。「一般的に言えば、資本とは利益を生み出す源泉としての生産的富の蓄積である。しかし、その概念規定は非常に多様である。経済では具体的な富の運用形態としての資産もしくは資金を指すことが多いのに対して、会計ではその調達源泉を指して言う場合が多い」（久野 [1987] 55頁）。「稼得された利益への参加（損失の負担）を表象する」（醍醐 [1979] 24頁）。

⁸ 北村 [2008] 297頁、万代 [2007] 19頁参照。これと対照的なものとして、例えば新井 [1965] は、「今日の企業会計の中心目的は利益の算定であるが、利益概念は時代や環境の変化および思考の型の相違によって可変的であるから、資本概念を明確にすることによって、利益概念を間接的に導き出すことが現実的である」（41頁）と指摘している。

⁹ 動態論とは、会計の中心的目的を期間損益計算とする考え方であり、そこでの期間損益は1期間の収益と費用の差額として計算される。動態論と対峙する概念である静態論とは、会計の中心的目的を財産表示とする考え方であり、そこでの期間損益は1期間の純資産額の増減額として計算される。

¹⁰ 例えば、森田 [1979] には、「今日、適正な期間利益の計算が企業会計の最も重要な任務とされていることからみても・・・」（4頁）という記述がある。また、企業会計基準第5号「貸借対

る必要があるが、まずは利益から検討されていたのではないかと考えられる。

第 2 に、そもそも会計の目的と会社法の目的が類似しているのであれば、会社法の資本概念を援用しても会計の目的を達成することができるから、あえて会計上資本を定義する必要がなかったと考えることができる。すなわち、会社法会計は伝統的に利害調整機能を重視して、債権者保護を目的とした自己資本概念を採ってきたといわれている¹¹。他方、会計の目的としては、利害調整機能（受託責任解除機能や契約支援機能も利害調整機能に含めて考える）と意思決定支援機能（情報提供機能）があるとされているが、会計上も長らく重視されていたのは前者の目的と考えられる¹²。そうであれば、会計上で会社法の資本概念を採ったとしても、利害調整という会計の目的を達成できるから、大きな不都合は生じないことになる。

（2）会計の目的観の変化と資本概念

もともと、近年、次のような変化が生じており、これに伴い会計独自の資本概念が必要になってきたと考えられる。

第 1 に、会計の目的として意思決定支援機能（情報提供機能）が強調されるようになってきたという点である。第 2 に、会社法が資本制度に基づいて利害を調整するという考えを薄めており、そうであれば会計の利害調整機能を達成するうえで会社法の資本概念を準用することは、積極的な意味をもたないことになる¹³。

照表の純資産の部の表示に関する会計基準」は、「財務報告における情報開示の中で、特に重要なのは、投資の成果を表す利益の情報であると考えられている」（第 29 項）と説明している。

¹¹ 「資本制度は、会計制度や開示制度が十分には発達していなかった時代においては、会社債権者保護のため重要な役割を演じていたと評価することができる」（森本 [2001] 5 頁）。

¹² 情報利用者の意思決定に着目した先駆的な文献としては、米国会計学会（AAA）が 1966 年に公表した『基礎的会計理論』がある。同書では、会計を「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行なうことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである」（p.1、訳書 2 頁）と定義しており、この考え方は、その後 1970 年の会計原則審議会（APB）文書第 4 号や 1973 年の米国公認会計士協会（AICPA）報告書、さらには FASB の概念フレームワークへと受け継がれていった。このように会計の目的として意思決定有用性が提唱されてから多くみても 40 年ほどしか経過していない。そういう意味では、会計の目的は、長らく利害調整機能に重きが置かれてきたと考えることができよう。なお、個人の見解として意思決定有用性が主張されたものであれば、もっと以前まで遡れるが、ここでは会計基準設定主体等による公式見解においてどのように主張されていたかに着目している。というのも、公式見解が変わればその当時の主流的な考え方が変わったとみなすことができると考えたからである。

¹³ 「会計制度ないし会社の財務内容の評価方法とその監査制度さらには開示制度が格段に進歩

例えば現在、IASB と FASB が共同で進めている概念フレームワークに関するプロジェクトでは、「討議資料」において、一般目的外部財務報告の目的を、現在および将来の投資家、債権者その他に対して、投資・与信等の資源配分に関する意思決定を行うに当たり有用な情報を提供することとしている。そのうえで、受託責任の解除という目的（すなわち利害調整機能）は、この目的の中に完全に包摂されると説明されている¹⁴。他方、現在のわが国の会社法は、意思決定支援機能を重視したものではないと考えられる。そうであれば、コンバージェンスの観点から、今後わが国でも、財務報告の目的を IASB/FASB の「討議資料」のように捉えるようになれば、会計上、会社法の資本概念を採用することには合理性がないということになる。

仮に IASB/FASB の「討議資料」によって示された観点、すなわち、意思決定支援機能を徹底的に重視するという観点や、利害調整機能は意思決定支援機能に包摂されるという観点が一応妥当であるとするならば、意思決定支援機能を満たすような資本概念を考えれば、同時に利害調整機能も満たし得ることになる。これらの観点に立った場合に、会計上の資本としてどのようなものが望まれるのか、さらには、そもそも「資産と負債の差額概念」¹⁵といわれてきた資本

した現在、・・・一定の数额を公示してそれに相当する純資産の維持に配慮する画一的規制としての資本規制の意義は減少しつつある」（森本 [2001] 5 頁）、「資本維持制度における資本概念は実質的にはもはや崩壊しているといわざるを得ない」（安藤 [2009] 4 頁）など。ただこの点に関しては、「会計上の資本に関する研究会」の席上、大杉教授より、21 世紀入り後、欧州においても資本制度による債権者保護には意味がないという議論が出てきたものの、資本制度に代わる債権者保護のルール構築は難しいということで、そうした議論があまり有力になっていないことからみても、おそらく米国以外の国では、資本制度に対して疑問を持ちつつも、それによって債権者保護を図ることについて、近い将来、劇的に変化することはないのではないかとの見解が示された。

¹⁴ IASB [2006] par. OB2。なおこの点については、次のような見解がある。「意思決定に有用な情報を提供するという大きな目的の中でそれと受託責任の解除は矛盾しないと解釈されています。つまり、出された情報を見て、受託責任の解除に関する判断を行うといった文脈で考えることになると思います」（大日方ほか [2009] 80 頁、川村発言）。「現実の会計制度では、一組の会計情報で、意思決定有用性と受託責任の解除の両方を目的とするわけですが、当然、それぞれの目的で最適な手段は 1 つずつ必要なので、1 つの手段で両方は達成できないはずです」（大日方ほか [2009] 80 頁、大日方発言）。他方、利害調整機能と情報提供機能は二律背反的なものであり、両方は成り立ち得ないという見解もある。いずれにしても、利害調整機能が意思決定支援機能に完全に含まれるのかどうかは、解明しなければいけないであろう。この点、利害調整機能といった場合には、情報を出す相手方（対象）はあくまでも当該企業に既に関与している利害関係者であるのに対して、情報提供機能といった場合の相手方（対象）は、現在の利害関係者のほか、将来の利害関係者も含まれると考えられるとすれば、「対象者」という観点からは情報提供機能に利害調整機能が包摂されているように思われる。これに対して、情報自体が完全に包摂されるかどうかについては、なお検討が必要であろう。

¹⁵ 付表は、米国および国際会計基準における負債と資本の定義をまとめたものである。これを見ると、これまでは負債をまず定義し、資本は資産から負債を控除した残額であると定義されて

情報に意思決定支援機能が要求されているのか、具体的にどのような機能が要求されているのか、その機能が実際に効果を発揮しているかどうかについて実証的に確認されているのかといった点は、今後の課題といえよう。

3. 資本の認識・認識中止

財務諸表の構成要素の認識・認識中止については、次のようにまとめることができる。

第1に、金融資産・金融負債については、「金融商品に関する会計基準」で認識・認識中止規準が規定されている。第2に、一般的には、収益については実現主義が、費用については発生主義が認識規準として用いられている。第3に、会計上、資本の認識・認識中止規準はない。

ここで、なぜわが国において会計上資本の認識・認識中止規準はないのかを検討してみたい¹⁶。これについては、従来、会計では会社法の資本概念を準用していたため、会社法で規定する増資や減資といった資本増減については、法律上の効力発生日に資本の認識・認識中止をすれば十分であったからと考えられる¹⁷。この場合、今後会計上で会社法とは異なる資本概念を規定した場合には、資本の認識・認識中止規準を規定する必要性が生じるのかが問題となろう。他方において、資本について認識・認識中止を考えることはそもそも不要との見方も可能であろう¹⁸。

いたのに対し、最近公表された討議資料等（例えば FASB [2007] や IASB [2008b]）では、まず資本を定義し、資本でないものが負債であるとされており、先に資本を確定するアプローチが採られるようになってきている。このように、米国や国際会計基準における負債と資本の定義にも変遷がみとれる。

¹⁶ 中村 [1975] では、AAA の資本認識規準を含めた資本会計における認識規準が検討されている（26～29 頁）。

¹⁷ 「資本の会計においては、費用収益にくらべて認識の問題がそうやかましく議論されない一つの理由は、認識の時点が法的に定められている場合がかなり多いためである。払込資本や留保利益の増減については、特にこのことがいえるのである」（中村 [1975] 27 頁）。こうした議論に対しては、「会計上の資本に関する研究会」の席上、川村座長より、資本の増減と資産の増減はリンクしており、資産について認識・認識中止規準が定められていれば資本も自動的に決まるため、資本に独自の認識・認識中止規準がないのではないかと指摘があった。

¹⁸ 認識中止については、「会計上の資本に関する研究会」の席上、川村座長より、資本については認識中止の問題がないと一概にいうことはできず、例えば日本では償還優先株は資本に区分されるが、それをデットアサンプションと同様の手法によって償還しようとする場合にはオフバランス化の可否が論点となるかもしれないとの指摘があった。ただ、その場合に生じる償還差損益は損益計算書に計上されず、自己資本の部に残ることになると考えられるため、資産や負債の認識や認識中止ほどは重要な問題とならないとも考えられると付言された。

4. 資本の再評価（事後測定）

自己資本全体またはある資本項目を報告日による公正価値等で再評価することを規定した会計基準は存在しない¹⁹。また、自己資本の事後測定（公正価値評価）の要否や可否は、先行研究も含め、ほとんど論じられてきていない。その理由は、会計の目的は、企業価値を推定するために必要な情報を情報利用者に提供することであり、報告日の企業価値を提供することではないという前提があるためと考えられる。すなわち、仮に資本の再評価額として株式時価総額（株価×株式数。これを企業価値と同義と考える）を採用し開示するならば、それは会計によって企業価値そのものを示すことにほかならず、上記前提と矛盾する。したがって、会計が前提とするものが現行のまま変わらないのであれば、資本の再評価は行われなことになる²⁰。

5. 資本の部の表示²¹

（1）資本の部の表示とその意義

かつて、資本の部は資本金、資本準備金、利益準備金およびその他の利益剰余金に区分されていた。このような区分は、債権者保護の観点から資本の部を資本金、法定準備金、剰余金に区分してきた商法の考え方と、払込資本と留保利益に区分する企業会計の考え方の調整によるものと考えられる（企業会計基準第5号第28項）。

¹⁹ 例えば、その他有価証券評価差額金などの資本直入項目は、見方によっては、（税効果は適用するが）公正価値ベースと考えることもできるが、あくまで資産や負債の公正価値評価に伴って結果的に生じるものであるから、これは資本項目の公正価値評価とは考えないこととする。

²⁰ なお、この点を補足するものとして、「会計上の資本に関する研究会」の席上、川村座長より、会計は、資本を独立に計算しないことによって借方と貸方を合わせてきたのであり、仮に資本を再評価すると、借方と貸方が合わずに差額が生じ、その要因（例えば、これまで認識されていなかった無形資産が含まれているためであるとか、マーケットの評価に誤りがあるためである等）を解明して説明することが貸借対照表の役割になってくると思われるが、このことは、マーケットが自ら生み出す株価情報などを財務諸表に組み込むことにつながり、企業の中であって取引ベースで情報を集積し、その結果をマーケットに示すという会計の役割と矛盾するのではないかとの指摘があった。すなわち、企業が会計を通じて生のデータを加工して情報を出すという世界と、それを基にマーケットが株式の価値を評価するという世界があって、両者は一致せず、むしろ、そこに違いがあるからこそ、会計が生み出す情報に何らかの価値が生まれるのであり、このような会計とマーケットの間での役割分担の必要性から、資本を独立に計算しないことを説明することもできるのではないかとのことであった。

²¹ 資本剰余金に区分された項目をさらに払込資本、贈与資本、評価替資本といったように細分化する議論もあるが、ここでは検討しない。

企業会計上は、貸借対照表における払込資本（資本金、資本剰余金）と留保利益（利益剰余金）の区別が重視されてきた。払込資本は、企業活動を行ううえで不可欠の元本と解され、企業内部に維持することが求められる。他方、留保利益は元本の運用による成果であり、企業外部への分配が可能である。この考えを貫き通せば、いったん払込資本とされた項目はそのまま維持することが求められるので、留保利益への振替は原則として禁止される。

これに対して、2005（平成 17）年の商法改正により、利益あるいは剰余金の分配規制について表示区分とは切り離された規定が設けられた。すなわち、自己株式処分差益は、分配可能なその他資本剰余金とされた。また、払込資本の一部である減資差益も、その他資本剰余金とすることが可能とされた。こうした分配規制のもとでは、本来維持すべき払込資本からの分配が可能となるため、「会計上の剰余金区別が想定していた払込資本の維持機能は、その制度的な裏づけをもちや失っている。それでもなお剰余金区別を主張するのであれば、分配規制とは別個の機能を論証する必要がある」²²との見解がある。

この点について、企業会計基準第 5 号は、「払込資本も留保利益も株主資本であることには変わりなく、会計上はこの留保利益を含む株主資本の変動（増資や配当など）と、その株主資本が生み出す利益の留保部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があったと考えられる」（第 28 項）として、主として情報開示の観点から、資本の部を株主資本とそれ以外に区分している。ここでいう情報開示が、主として誰に向けた情報開示であるかは明らかにされていないが、現在および将来の株式投資家や債権者を想定しているものと思われる。

（2）資本の部の表示と投資意思決定目的

従来、資本の部が担っていた資本と利益の峻別（7 節参照）、資本維持を通じた債権者保護という考えが薄れてきた状況では、資本の部の表示に求められる第一次的な意義は、情報提供ということになる。

では、資本の部はどのような情報を提供すれば、投資意思決定に有用な情報を提供したことになるのであろうか²³。これについては、資本の部が単独で有用

²² 梅原 [2008] 12 頁。

²³ 投資家の意思決定に資する情報を提供するという観点から貸借対照表の表示を試みた先駆的な研究としては、Staubus [1961] がある。また、新井 [1965] では、ストーバスが提示した貸借対照表について検討されており（282～287 頁）、ストーバスの主張に対して、「たとえ一貫

な情報を提供する場合もあれば、資本の金額と何か（特に利益）との関係を示すことによって有用な情報となる場合もあろう²⁴。

また、資本の部に記載する項目が決定されたとしても、それをどのような配列で開示すべきかを理論的に導き出すことは困難であると思われる。この点についてはむしろ、誰が、どのような目的で、どのような情報を資本情報から得ようとしているかを細かく分けて想定したうえで、その組合せを最大限に満たすような表示方法を検討することが有用なのではないかと考えられる²⁵。

そもそも、情報利用者が貸借対照表の資本の部をどのようにみているのか（利用しているのか）について、実証的な分析はあまり見当たらない。また、資本の部における項目の配列方法は、投資家の意思決定に何か影響を与えるのか、それとも無差別なのかという論点もある²⁶。この点、これまで財務諸表等規則が財務諸表項目の配列を例示列挙してきた理由としては、データベースではなく紙ベースで示すのであれば、各社が一様に配列するほうが投資家にとってみやすく分析も行いやすいということや、「慣れ」が挙げられようが、XBRLなどの電子データが普及すれば、投資家は分析に必要なデータを取り出せばよいので、表示配列はあまり意味を持たなくなるのかもしれない。

した投資家のための会計理論であっても、残余持分という概念を強調し、また支払能力の表示という考えに立って資産と持分の表（つまり貸借対照表）を作成しようとする見解は、今日の会計理論の基礎となっている継続企業の前提に背離すると思われる。投資家のための有用な会計という限られた有用性の見地から、一般的な会計原則そのものを是正して行こうとする研究方法には同調しがたい」と指摘している（286～287頁）。

²⁴ 「資本の部が、資本と利益を峻別するものでもなく、会社財産額を確保し資本維持を通じて債権者保護をなすこともない状況では、それは単なる表示による情報提供に留まるのではなかろうか。すなわち、剰余金に算入した払込資本からの払戻しの額がいくらか（その他資本剰余金）、それは資本準備金の取崩益なのか、自己株式の処分差益なのか、資本金の減少分か、また各々の剰余金の変動分かを単に知らせる役割である」（紙[2006] 18頁）。

²⁵ 中島[1976]では、株主を①支配目的の株主、②現金による利益配当の受領を目的とする株主、③新株無償交付もしくは有利な価格による新株引受を目的とする株主、④保有する株式の現在の市場価格の合理性もしくはその今後の動向に主として関心を持っている株主、⑤業務上の提携もしくは株式持合いなどの理由によって株式を所有する株主に分けて、それぞれの株主がどのような情報を求めるかが検討されている。

²⁶ これらの論点は、情報が財務諸表本体に記載されるか注記として開示されるかは、投資家の意思決定にとって無差別なのかという問題に類似しているように思われる。効率的市場仮説のもと、どのような情報であっても開示されれば市場は瞬時に反応すると考えるならば、財務諸表本体の情報と注記情報は無差別であろうが、実際に財務諸表本体と注記とで投資家へのインパクトが異なるのかどうかについて研究されたものは見当たらない。仮に両者は無差別であるならば、資本の部の配列方法についても、どのように配列しても投資家の意思決定上は無差別であるという見方が成り立つようにも思われる。

6. 物価変動と資本

(1) 物価変動下の資本維持概念

物価変動と資本との関係をめぐる議論は、物価変動下において企業が維持すべき資本²⁷の額を侵蝕することなく分配し得る利益の額を明らかにするものとして論じられており、多くの研究蓄積がある。一般に、物価変動下の資本維持概念は、名目資本維持概念、実質資本維持概念（購買力資本維持概念）、実体資本維持概念（物的資本維持概念）の3つに大別される。それぞれの内容は以下のとおりである²⁸。

名目資本維持概念：資本の概念を、企業に投下された貨幣と考えるものである。これは、物価変動下においても企業に投下された貨幣資本を重視し、その名目額の増減変化を追跡することを目指す会計の体系において採られる資本概念である。

実質資本維持概念（購買力資本維持概念）²⁹：資本の概念を、企業に投下された貨幣のもつ実質的価値、すなわち貨幣の一般購買力と考えるものである。これは、一般物価水準の上昇に伴う貨幣購買力の下落に対応して、企業に投下された貨幣資本の購買力を実質的に維持することを目指す会計の体系において採られる資本概念である。

実体資本維持概念（物的資本維持概念）：資本の概念を、貨幣ないし貨幣購買力とみないで、企業に投下された物的資産と考えるものである。これは、企業の操業能力を同一水準に保つために必要な資産を、当該資産の個別価格の変動を考慮しつつ適切に維持することを目指す会計の体系において採られる資本概念である。

実質資本維持概念や実体資本維持概念は、主にインフレーション時において利益決定の基準または前提となるべき資本をどう考えるのかが中心的論点であった点で、資産や負債の時価を把握することに主眼が置かれている今日の時

²⁷ 「維持すべき資本とは、期末にこの大きさの資本が存在し維持されていて初めて損益なしであり、それを超えて存在する期末資本部分が期間利益である、というだけの意味である」（森田 [1979] 10 頁）。

²⁸ 新井 [1965] 198～210 頁、壺岐 [2008] 133 頁、加古 [1987] 67～69 頁、森田 [1979] 15～28 頁などを基に記述している。

²⁹ 名目資本維持概念と実質資本維持概念は、資本の概念を貨幣ないし貨幣購買力とみる（貨幣資本維持概念である）という点では共通しているが、前者は貨幣の名目額に着目しているのに対し、後者は貨幣の持つ実質的な価値に着目している点で異なっている。

価会計とは異なるものといえよう³⁰。

いずれの資本維持概念を採るかによって、維持すべき資本と期間利益の数値が異なってくる。このことを確認するために、以下では、森田 [1979] 15～28 頁に示されている例を用いて、各資本維持概念に基づく数値例を示す。

【例】 ①期首：前期末に単価 3 万円で購入した A 商品が 100 個存在する。負債はない。

②期中：A 商品すべてを単価 5 万円で現金販売し、期末に同じ商品 100 個を単価 4 万円で現金購入した。その他の取引はない。

③期末：①、②の結果、期末時点では、単価 4 万円で購入した A 商品 100 個と、現金 100 万円が存在する。負債はない。

(名目資本維持概念に基づく数値例)

期首資本の貨幣量は商品の取得原価で決定されると考えれば、300 万円となる。また、期末資本も期首資本と同じであり、貨幣量としては 300 万円である。

期末 A 商品 100 個 に相当する貨幣量	A 商品	維持すべき資本	期首 A 商品 100 個に 相当する貨幣量
	400	300	
	現金 100	200	

売 上 原 価	300	売 上 高	500
期 間 利 益	200		
	<u>500</u>		<u>500</u>

³⁰ 石川 [2000] 179 頁、古賀 [1999] 18～19 頁。

(実質資本維持概念に基づく数値例)

購買力の変動を示す物価指数を期首 100、商品販売時点 115、期末 125 とする。

期末 B/S (単位：万円)

期末時点の貨幣 で測定された期 末資本	A 商品	維持すべき資本	期末時点の貨幣で表 現された「維持すべき 資本」
	400	375*	
	現金 100	期間利益 125	

* $300 \text{ 万円} \times 125/100 = 375 \text{ 万円}$

P/L (単位：万円)

売上原価 375	売上高 543
購買力損失 43	
期間利益 125	
543	543

売上高 = $500 \text{ 万円} \times 125/115 = 543 \text{ 万円}$

売上原価 = $300 \text{ 万円} \times 125/100 = 375 \text{ 万円}$

購買力損失 = $500 \text{ 万円} \times (125/115 - 1)$

(実体資本維持概念に基づく数値例)

期末資本	A 商品 100 個 400	維持すべき資本 400	A 商品 100 個
	現金 100	期間利益 100	

売 上 原 価	400	売 上 高	500
期 間 利 益	100		
	<u>500</u>		<u>500</u>

(2) 金融商品に適用される資本維持概念

IASC [1997] は、金融商品に適用される資本維持として「現在の市場収益率資本維持」という新たな資本維持概念を提案した。IASC [1997] では、①何が利益かを決定するための有効な根拠をもつために資本維持概念が定義されなければならないこと (第 6 章 par.2.1)、②金融商品の公正価値の変化から生じる損益の報告に対して適用される資本維持の概念は、現在の市場収益率を稼得する能力 (capacity to earn the current market rate of return) という意味で資本を定義するものであること (第 6 章 par.2.4) とされている³¹。

以下では、小野 [2008] 7～12 頁に示されている例を用いて、「現在の市場収益率資本維持概念」に基づく数値例を示す。

³¹ 本節 (1) の資本維持概念が、主に企業の保有資産が実物経済活動から生じる非金融資産である場合を念頭に置いたものであるのに対して、ここでいう金融商品に適用される資本維持概念は、個々の金融商品に着目し、当該金融商品が次期以降に期末時点での市場収益率を稼得する能力を有するためには、当該金融商品から生じる利益 (評価損益を含む) のうち、どれだけを処分可能であるか (逆にいえば、どれだけを留保する必要があるか) を決定するという観点に基づくものといえよう。

【例】 1期首において、額面 10,000、額面利息(=購入時の市場利子率)8%、満期3年の債券を10,000で購入した。1期末において、市場利子率が10%に上昇した。今後2年間は市場利子率が変動しないと仮定する。分析を容易にするために、利息の支払いおよび元本の償還は期末に行われ、余剰資金(配当後に手元に残っている現金)は、当該時点の市場利子率を稼得できるような投資に使われると仮定する。

(1 期末)

- ① 債券からの現金による受取利息は 800 ($=10,000 \times 8\%$)。
- ② この時点での債券の市場価格は 9,653 ($=800 \div 1.1 + 10,800 \div 1.1^2$ 。変化後の市場利子率である 10%で割り引く)なので、評価損が 347 ($10,000 - 9,653$) 生じる。
- ③ 以上から、1期の利益は 453 ($=800 - 347$) となり、利息収入による現金 800 から利益 453 を配当するので、手元には 347 の現金が残り、これが再投資される³²。

(2 期末)

- ① 債券からの現金受取利息は 1 期末と同じ (800)。
- ② この時点での債券の市場価格は 9,818 ($=10,800 \div 1.1$) なので、評価益が 165 ($=9,818 - 9,653$) 生じる。
- ③ 1 期末に再投資された現金 347 に対する現金利息収入が 35 ($=347 \times 10\%$) 生じる。
- ④ 以上から、2期の利益は 1,000 ($=800 + 165 + 35$) となる。
- ⑤ 利息収入による現金 800、再投資された現金 347、再投資からの利息による現金 35 の合計の 1,182 が手元に残っていると考え、2期の利益 1,000 を配当するので、手許には 182 の現金が残り、これが再投資される。

(3 期末)

- ① 現金受取利息は 1 期末、2 期末と同じ (800)。
- ② この時点での債券の市場価格は 10,000 なので、評価益が 182 ($10,000 - 9,818$) 生じる。
- ③ 2 期末に再投資された現金 182 に対する現金利息収入が 18 ($182 \times 10\%$) 生じる。
- ④ 以上から、3期の利益は 1,000 ($=800 + 182 + 18$) となる。

³² これにより、次にみるように、2期において、利息収益 800、債券の評価益 165、現金の再投資による収益 35 ($347 \times 10\%$) の合計 1,000 の収益(すなわち、債券の投資額 10,000 に市場収益率 10%を乗じた金額)を稼得でき、「現在の市場収益率を稼得する能力」を有することになる。

数値例からわかるとおり、市場利子率が変動した次の期間（2期）からは、投下資本（10,000）に各時点での市場利子率（10%）を乗じた金額（1,000）が利益として計算されている。

この資本維持概念による利益は、現在の市場収益率を稼得する企業の能力を損なうことなく株主に分配可能な利益となる。言い換えれば、企業は常にその時点の市場収益率を稼得できればよいという考え方といえる。

このような考え方に対しては、次のような議論が可能であろう。第1に、IASC [1997] は、「現在の市場収益率資本維持概念は、貨幣資本維持概念の拡張である」（第6章、par.2.10）としているが、それは妥当なのだろうか。また、ここでいう「拡張」とはどのような意味なのかを明確にする必要がある³³。

第2に、これまで会計では、名目資本維持概念を採用してきた。仮にIASCが提案した「現在の市場収益率資本維持概念」と主に非金融商品を対象として論じられてきた伝統的な名目資本維持概念とが異なるものであり、金融商品にのみ「現在の市場収益率資本維持概念」を適用するとなると、1つの会計システムの中に異なる資本維持概念が混在することになる。1つの資本維持概念でこの2つの資本維持概念を統一することは可能なのだろうか³⁴。あるいは、会計の目的に照らしたとき、金融経済活動から生じる金融商品と実物経済活動から生じる非金融商品は性質を異にするものであるから、異なる資本・利益計算を適用する方が望ましいのかということも議論の余地がある³⁵。

第3に、「現在の市場収益率資本維持概念」は、「市場収益率が10%に変化したならば、企業は投下資本に10%を乗じたキャッシュ・インフローを稼得すればよい（稼得する必要がある）」という企業観に拠って立つことになるが、小野 [2008] 17～18頁が指摘するように、このような企業観とはどのようなもので

³³ 「現在の市場収益率資本維持概念は、現行の名目資本維持からの拡張ではないように思われる。それは、貨幣資本維持という範疇にあったとしても、名目資本維持ないし実質資本維持とはまったく異質な資本概念であり、したがってそこからでてくる利益概念もまったく異質な概念となっているように思われる」（石川 [2000] 222頁）。小野 [2008] では、金融商品に適用される資本維持を「成果資本維持」と呼んでおり、名目資本維持、実質資本維持、実体資本維持のいずれとも別のものと考えていると思われる。成果資本維持に関しては、「現在の投資収益率を維持して、それを上回るものを利益とし、分配可能であるとすることは、金融商品にのみ認められるものではないことになる」という見解もある（井上 [2004] 7頁）。

³⁴ 「何らかの統一的な資本維持概念でもってこの2つの資本維持概念を統一することは論理的に困難であるように思われる」（石川 [2000] 228頁）。

³⁵ 金融商品と非金融商品の性質の差に着目して資本維持概念を検討した文献には、石川 [2000] 227～229頁、武田 [2008] 680～681頁などがある。

あり、何ゆえにそれが採用されるべきであるのかは、検討を要しよう。

7. 資本と利益の区別³⁶

(1) 「資本と利益の区別」をめぐるこれまでの議論

資本と利益の区別は、企業会計上の資本に関して、従来から中心的に議論されてきた論点である³⁷。企業会計上、資本と利益の区別が要請される理由として、例えば新井 [1965] では次の 3 つが挙げられている (33 頁)。このうち(c)は、会社法や税法の影響を強く受けたものといえる。

- (a) 企業利益を適正に算定することによって企業の経済的成長度を正しく把握 (測定と表示) すること
- (b) 企業の維持発展のために維持すべき資本額を決定すること
- (c) 配当可能利益または課税可能所得を正しく算定すること

こうした理由から、企業会計上、資本と利益の区別が重要であるとして、実際にどのような部分を資本あるいは利益と捉えるべきかは、難しい問題である。この点については、これまでに多様な見解が示されており、それらを整理したものとして染谷・武田 [1971] がある。そこでは、「資本と利益の区別」の意味するところを大別すると、以下の 5 つに類型化できるとされている (9~12 頁)³⁸。

- ① 他人資本・払込資本と期間利益・留保利益の区別
- ② 払込資本と期間利益・留保利益の区別
- ③ 払込資本と期間利益の区別
- ④ 自己資本と期間利益の区別
- ⑤ 払込資本と留保利益の区別

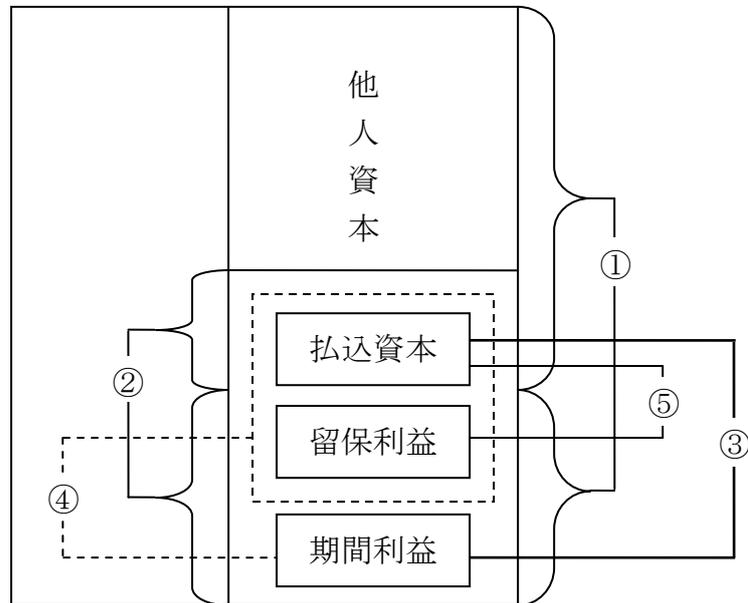
これを図示すると、次のようになろう。

³⁶ 本節は、主として、山田康裕 [2006] をまとめたものである。

³⁷ 例えば新井 [1965] では、「資本会計の論者は等しく、その課題を『資本と利益の区別』とその保持に求めている」(32 頁) と述べられている。

³⁸ 新井 [1965] で示されている資本と利益の区別の理由(a)~(c)と、染谷・武田 [1971] で示されている資本と利益の区別の意味①~⑤は、相互に関連していると考えられ、例えば、理由の(a)は意味の④と密接に関連しているとの見方が可能であるものの、それぞれについて具体的にどのような相互関係があるかは、必ずしも明らかではないといえよう。

B/S



①の「他人資本・払込資本と期間利益・留保利益の区別」は井上 [1963] に代表される考え方である。そこでは「会計職能としての利益測定の見地から企業資本を分類すると、先ず第 1 に外部から企業体に導入される資本がある。その導入資本には株主からの払込資本と株主以外のその他の利害関係者からの借入または受入資本とがある。第 2 は経営活動の成果として獲得された増殖資本であり、利益の蓄積資本である。この増殖資本または蓄積資本が利益剰余金であり、導入資本のうち法定資本および借入資本（負債）以外の部分が資本剰余金である。したがって、資本と利益剰余金を区分すること、すなわち導入資本から利益剰余金を区別することは企業会計における根本的課題である」（258 頁）と述べられている。すなわち、外部から入ってきたものと自己で蓄積したものとを区分しようとするものであり、株主からの払込資本と株主以外からの借入れや受入資本をあわせて資本とみなし、それと過去および現在の利益とを区別しようとする点、とくに他人資本も含めて資本としている点に特徴がある。もともと、これを主張する論者は少ないようである。

②の「払込資本と期間利益・留保利益の区別」は、自己資本の内部において払い込まれた部分と現在過去に蓄積してきた部分を区別するという考え方であり、山下 [1968] に代表される。そこでは「損益計算のもつ現実的課題は、株主に対し、その時々^々の期末に処分可能な利益を確定することに向けられ、一切の剰余金は、これを処分可能な利益剰余金とそれから明確に明別される処分不

可能な資本剰余金とに明確に区別するということが必要となる」(26頁)と述べられている。この見解は、期末における処分可能な利益という観点から、期間利益とその留保額である留保利益に同質性を見出したものであり、処分可能な利益と処分不可能な資本とを区別しようとするところに特徴がある。これは、上述した資本と利益の区別が要請される3つの理由(新井[1965])のうち、「配当可能利益または課税可能所得を正しく算定すること」という点と密接に関連していると思われる。

③の「払込資本と期間利益の区別」は黒澤[1964]に代表される考え方であり、そこでは「損益計算の目的は、当期の総収益に対して当期の総費用を対応せしめて、当期の純利益を確定することにあるのであるが、正しい期間的損益の算定のためには、損益取引を構成する収益取引と収益控除取引(費用取引)とを、他の種の取引と明確に区別しなければならない。とくに資本取引と損益取引との区別は厳密に行われる必要がある」(303頁)と述べられている。さらに黒澤[1964]は、「利益剰余金取引の会計原則上の性質は何であろうか。それはあきらかに資本取引ではない。広義の損益取引に属するものである。利益剰余金の本質は、純利益の留保額であり、利益剰余金取引はその変動を意味するのであるから、あくまで損益取引の延長として考えられなければならない」(305頁)と主張している。この見解は、期間損益計算の観点から当該計算に含めるものと含めないものを区別する、すなわち損益取引による期間利益と資本取引による払込資本とを区別しようとするものと考えられる。ただ、この区別のもとでは留保利益の性格が明らかにならない。利益剰余金取引を資本取引ではなく広義の損益取引と捉えていることから、この見解は、結局のところ、②の「払込資本と期間利益・留保利益の区別」の意味に収斂すると考えられる。

④の「自己資本と期間利益の区別」はAPB[1966]に代表される考え方であり、そこでは「どのような事情であっても純利益または経営成績の決定から以下のものは除かれなければならない[……。すなわち、[……。]処分済留保利益(たとえば、一般目的の偶発損失積立金や固定資産の取替費用準備金)として適切に表示されている勘定への振替え、または当該勘定からの振替え[……。]」と述べられている(par.28)。この見解は、期間損益計算の観点から、払込資本・留保利益と収益・費用とを区別しようとするもの、すなわち、当期の経営活動のために投下された元手としての自己資本と、その成果としての期間利益とを区別するものである。自己資本を元手と考え、そこから生み出された期間利益を区別するという考え方として特徴づけられる。ただし、APB[1966]における収益・費用には期間外損益も含まれ、当該損益計算は当期業績主義ではなく包括主義に基づくものであるといえる。

⑤の「払込資本と留保利益の区別」は Marple [1936] や AAA [1948] に代表される考え方であり、例えば Marple [1936] では「企業が設立された当初には、その資本〔…〕は所有者によって会社に拠出された資金のみからなっている。しかし、いったん企業が成長して利益をあげると、利益によって別の持分が生じてくる。その結果、継続企業の所有主持分は、拠出資本と『稼得資本』(earned capital) という 2 つの要素から構成されるようになる。〔…〕勘定上も財務諸表上も、拠出資本を稼得資本から区別することは必要不可欠である」(p.5) と述べられている。また AAA [1948] では、「払込資本と留保利益の区別は、恒久的であるべきである。株式配当、資本への組入れ、その他の慣習的な企業の行為によって、留保利益が払込資本として処理された場合には、その額を貸借対照表に明示しなければならない」(pp.342-343) とされている。ここでの払込資本と留保利益の区別とは、自己資本内部における資本と利益の区別であり、発生の源泉に基づいて区別しようとするものである。すなわち、株主などから拠出された資本金および資本剰余金と、利益が留保された分である利益剰余金を分けるものと考えられる。

以上のように、染谷・武田 [1971] では、資本と利益の区別の意味は 5 つに類型化することが可能とされている。なお、中村 [1975] によれば、資本と利益の区別の意味は、(i)資本と収益費用の区別、(ii)拠出資本（資本金および資本剰余金）と留保利益の区別、(iii)拠出資本と留保利益および期間利益の区別という 3 つに類型化されている。この分類と染谷・武田 [1971] の分類（①～⑤）を比較すると、(i)は④と、(ii)は⑤と、(iii)は②とそれぞれ対応するものと考えられる。さらに、染谷・武田 [1971] の分類中、①を主張する論者は少なく、③は②に結果的に収斂されるとすれば、結果として、染谷・武田 [1971] と中村 [1975] の分類は概ね同じといえよう。

そこで以下では、染谷・武田 [1971] の分類に従い、企業会計原則や企業会計をめぐる最近の議論の動向からみて、資本と利益の区別に関するいずれの見方が現在でも重視され、いずれの見方が妥当性を失いつつあるのかについてみていく。

（2）「資本と利益の区別」の現代的意義

企業会計原則は、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と規定している（第一、三）。

ここで、前段の「資本取引と損益取引とを明瞭に区別」するという規定は、

期間損益計算に含めるべき損益取引と含めるべきでない資本取引を区別することによって当該計算の適正化を図ったものであり、資本と利益の区別の意味としては、「払込資本と期間利益の区別」（染谷・武田〔1971〕における③）に該当すると思われる。しかしながら、③の区別は留保利益の存在を看過しており、企業の開業時にしか妥当しないという問題をはらんでいる。

また、中村〔1975〕は、『企業会計原則』では、前段で『資本取引と損益取引とを明瞭に区別し』とのべたあと、後段で『特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない』としているため、資本取引－資本剰余金、損益取引－利益剰余金と結びつけて、利益剰余金の増減を生ずる取引はすべて損益取引であるとする解釈が広く行なわれている」（7頁）とし、「ただ、そうすると損益取引を収益増減取引と規定することができなくなる」（同）と指摘している。つまり、損益取引の中に留保利益の増減も入ってしまうため、損益取引を収益増減取引と規定することができなくなるというのである。そのため、前述の黒澤〔1964〕のように、利益剰余金取引を「広義の損益取引に属するもの」として、また「損益取引の延長」として捉える見方がある。もっとも、これについては中村〔1975〕が、「しかし利益剰余金増減取引の中には損益計算の構成要因でないものが含まれているのであるから、上記のような広義の損益取引という概念は誤りであるといわなければならない。もし広義の損益取引という概念を用いるならば、それは狭義の損益取引と期間外損益取引に限定しなければならないのである」（7～8頁）と批判している。そして、こうした批判は、企業会計原則のいう「資本取引と損益取引の区別」の意味を、「払込資本と期間利益・留保利益の区別」（染谷・武田〔1971〕における②）の意味で捉える場合にも当てはまるといえよう。

他方、企業会計原則の後段の「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」という規定は、払込資本と留保利益の区別を図ったものであり、資本と利益の区別の意味としては、「払込資本と留保利益の区別」（染谷・武田〔1971〕における⑤）に該当すると考えられる。そもそもこのような区別が要請される背景には、両者の処分可能性の違いがある。例えば中村〔1975〕は、「留保利益ならば処分してよい。しかし資本剰余金を処分するのは配当ではなくて資本の払戻しであり、原則として認められるべきではない。〔・・・〕そのために両者の区別は是非とも明確にされなければならないのである」（131頁）と指摘している。また、企業会計原則が資本剰余金と利益剰余金の区別を強調する背景には、その設定当時、商法・税法や会計実務において剰余金原則の考え方が定着しておらず、株式の額面超過金（プレミアム）を利益（益金）とみなして課税したり、新株発行費用を額面超過金から控除すべき費用として処理したりしていた

ためでもあった。

ここから窺えるように、資本剰余金と利益剰余金の区別という意味での資本と利益の区別は、資本の維持・充実と密接に関係していたことが考えられる。しかし、近時の商法改正や会社法の成立に伴い、債権者保護の考え方が資本の維持・充実から異なるものになってきたといわれている。従来いわれていた資本 3 原則（資本充実・維持の原則、資本確定の原則、資本不変の原則）という考え方が現行の会社法にも（部分的に）継承されているのかどうかは議論のあるところであるが、会社法における債権者保護（より具体的には配当規制）のあり方の変容を受け、払込資本と留保利益の区別という意味での資本と利益の区別の原則は、その存立基盤を失ってしまったとの見方も可能である。

もっとも、配当規制という存立基盤を失うことによって、「払込資本と留保利益」の意味での資本と利益の区別がまったく無意味なものとなるかどうかは、未知数でもある。配当規制に関わる意義以外に、例えば 2005 年改正以前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」では、「同じ株主持分のストックでも株主が拠出した部分と利益の留保の部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があった」（第 51 項）と述べられている。さらに野口 [2004] では、「配当財源を留保利益に限定しておくことが倒産予防や債権者保護に役立っていたとすれば、それを財務制限条項など債務契約の際に利用すべき」（19 頁）であるという契約における利用価値が指摘されている。また新井 [1965] では、「もしも『資本と利益の区別』の議論において、[...] 資本維持論や処分可否の政策的議論を除外するならば、資本（および資本取引）と利益（および損益取引）の意味または資本剰余金と利益剰余金の意味は明瞭になってくると思われる。たとえば、[...] 国庫補助金などの贈与に関する取引を資本取引とし、またこれから生ずる剰余金を資本剰余金とする論拠——つまり従来の資本概念（株主の払込資本概念）を拡張解釈する理由——は、主としてこのような政策論にあるとみられるため、もしもこのような政策論を除外するならば、贈与剰余金は利益剰余金に属するとみることのほうにむしろ妥当性があると思われる」（34 頁）として、理論的な観点から、政策論を除外することの意義が述べられている。

このように、会社法が成立した現在でも、企業会計原則における「資本と利益の区別」の意味を「払込資本と留保利益の区別」の意味で解釈することに妥当性があるかどうかについては、検討の余地がある。また、上述のように、「払込資本と期間利益・留保利益の区別」および「払込資本と期間利益の区別」の意味で解釈することについては留保利益と期間利益を同視する点で問題があること、さらに「他人資本・払込資本と期間利益・留保利益の区別」を主張する

論者は少ないことなどを考えると、一応の結論としては、仮に企業会計原則における資本と利益の区別の規定の存続を前提とするならば、当該区別の現代的意義としては、「会計情報にとって本質的に重要な」（斎藤 [2006] 22 頁）自己資本と期間利益の区別（染谷・武田 [1971] でいうところの④の意味）、すなわち「株主資本のストックと、それが生み出す利益との区分」（斎藤 [2006] 22 頁）と解釈するのが妥当であろう。こうした結論は、これまで実証研究等で行われてきた、純利益のほうが包括利益よりも将来の企業価値等を予測するうえで有用性が高いという議論とも整合的である³⁹。

しかしながら、このことは、自己資本を所与とし、それと期間利益との区別が必要であることを述べているにすぎず、そこでいう自己資本あるいは期間利益には何が含まれるべきかについては、未解決のままである。そのため、現在 FASB や IASB でなされているような負債と資本の区分をめぐる議論の方向性を検討するうえでは、従来議論されてきたような「資本と利益の区別」という視点のみでは不十分であり、そこでいう資本（自己資本）あるいは利益（期間利益）とは何かを判別するための異なる視点が必要になるといえる⁴⁰。

8. 資本と負債の区分

複合金融商品の登場により、資本と負債の区分の問題は会計上避けて通れない問題となった。資本と負債の区分の問題に関しては、さまざまな論者が議論を展開してきている⁴¹。また国際的には、資本を確定させるアプローチが提案され、それに関する先行研究も多くある⁴²。

資本と負債の区分問題については、「資本と負債の区分をめぐる議論においては、区分の目的を明確化する手続きを経ぬまま、もっぱら分類手段のありかたが問われる場合が少なくなかった。資本と負債の区分をめぐる問題は、第一義

³⁹ ただ、最近では純利益の有用性について異なる見解も出てきているため、この点については再検討の余地があるとも考えられる。なお、包括利益については、期間利益の中に純利益でないものを含めるかどうかの議論であるため、純利益よりも包括利益を擁護する立場を採る場合でも、資本と利益の区別の現代的意義を「自己資本と期間利益の区別」の意味として理解することは可能であろう。

⁴⁰ そうした視点として、例えば会計主体論との関連性を再検討すること（とくにストーバスが 1959 年に提唱した残余持分説が現在においてはどのような意味を持つのかを検討すること）が有益であるように思われる。この点については 9 節（3）で取り上げる。

⁴¹ 池田 [2007, 2008]、今福・田中 [2001]、川村 [2004]、徳賀 [2003]、万代 [2007] など。

⁴² 秋坂 [2008]、池村 [2008]、椛田 [2009]、山田純平 [2009] など。

的には、残余請求権者といえる主体はだれか、という形をとることになる。残余請求権者のとらえ方に関する十分な議論を欠いていたにもかかわらず、従来の会計ルールにおいて『残余請求権者とは何か』に関する暗黙の了解が存在し・・・⁴³という指摘がある⁴⁴。

資本や負債をどのように定義するかは、あくまで資本と負債を区分するための手段であると考えれば、資本や負債の定義は、何を区分の目的と考えるかによって変わり得る。また、1つの手段ですべての目的を達成することは不可能であろうし、1つの手段が複数の目的を達成することもあり得る。そうであれば、目的と手段の組み合わせを列挙し、会計の目的を最大限達成し得る手段を採用するといった方法を探るしかないのではないかと考えられる。

さらに、次のような疑問も生じる。すなわち、負債、資本、利益の間には密接な関係があるといえるが、この中のどれか1つを定義すれば他の2つも同時に決定できるのであろうか。それができるとすれば、どの項目を最初に定義すべきなのか。また、これらの項目を区分するとき、従来は「利益」から出発することが多かったように思われるが、この伝統的なアプローチは、それが考案された時代と社会経済環境が激変した現代でも通用するのだろうか。通用しないとすれば、何を分析方法の鍵とすればよいのであろうか。その1つとしては、米山〔2008〕第7章で論じられているように、資金提供者が負担している「リスク」という観点から、資本と負債を区分する方法が考えられる。

9. 会計主体と資本⁴⁵

(1) 現行会計の基礎にある会計主体

個別会計における主体論⁴⁶は、資本主理論と企業主体理論に大別される。資本

⁴³ 米山〔2008〕248～249頁。

⁴⁴ 川村〔2004〕では、負債と資本の区分の目的として、①請求権の優先劣後を表示すること、②利益計算の基礎を提供することが挙げられている。

⁴⁵ 壺岐〔2008〕では、資本本質観である資本維持概念と会計主体観に基づく資本概念が合わせて検討されている。

⁴⁶ 会計主体論には、個別会計におけるものだけでなく、連結会計における主体論もある。すなわち、それは親会社説と経済的単一体説とに大別される。ここで、親会社説は、親会社の株主の立場から連結財務諸表を作成すべきという考え方であり、経済的単一体説は、少数株主も連結グループに対する出資者と位置づけ、親会社株主および少数株主の双方の立場から連結財務諸表を作成すべきという考え方である。近年の動向をみると、国際的には、経済的単一体説が主流となりつつある。このことは、資本会計にどのような影響をもたらすのか、また、個別会計での会計主体論と連結会計での会計主体論の関係はどのように考えられるのかなども、論点となるであろう。

主理論では、企業の所有者が会計主体とされる。所有主の観点から会計の基礎概念を考えるので、資産および負債は所有主に帰属するものと捉えられる。資本は、資産から負債を控除した差額であり、所有主の持分を表す。この関係は、「資産－負債＝資本（自己資本）」という資本等式によって表される。これに対して企業主体理論は、企業それ自体を会計主体とみなし、企業それ自体の立場から会計を考えるものである。資本は企業それ自体の観点から考えられ、「資産＝（広義の）持分（すなわち、負債＋資本）」という貸借対照表等式によって表される。企業主体理論では、貸借対照表の貸方が（広義の）持分として統一的に捉えられている点に特徴がある。ただし負債と資本は、企業主体に対する持分という意味で共通しているが、債権者と所有主の持分は、当該持分が表す請求権の優先劣後の点で異なっている。

周知のように、FASB の概念フレームワークにおいて、持分は「負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権」（FASB [1985] par.49）と定義されている。すなわち貸借対照表の貸方を負債と持分とに区分し、資産から負債を控除することによって持分が求められるとされているのである。この点に関する限りでは、FASB の概念フレームワークは資本主理論に基づいているといえるかもしれない。しかしながら、これはあくまでも形式的なものであって、「貸借対照表の貸方側を負債と資本に区分しているから〔とって、〕資本主説に立脚しているとはいえない」（川村 [2004] 注 5）。例えば Penman [2003] は、持分が企業実体の資産から企業実体の負債を控除して求められることから、概念フレームワークは企業実体の観点に基づいていると指摘している（p.84）。また Ohlson and Penman [2005] は、企業主体理論は負債と持分の区分および利益の帰属先を曖昧にしており、GAAP にも当該曖昧さがみられる点を指摘している⁴⁷（p.27）。さらに FASB [2007] においても、概念フレームワークで企

う。前者の点に関しては、「少数株主持分は返済義務のない項目であるから、負債ではなく持分であり、その結果、連結会計では経済的単一体説と呼ばれる考え方に基づいた処理をする方向に向かいつつある。しかし、FASB [2007] では、負債を返済義務のあるものと定義していないのだから、連結会計の議論か負債・持分識別の議論かいずれかは出発点から変わってくる可能性はある」（山田純平 [2008] 注 15）との指摘がなされている。後者の点に関しては、金井 [1998] が参考となる。このように連結会計における主体論も重要な論点を含むものであるが、会計主体と資本に関する国際的な議論が個別会計における主体論（すなわち資本主理論か企業主体理論か）を主として取り扱っていることから、本節でも連結会計における主体論については上記を指摘するとともに、個別会計における主体論を取り上げることにしたい。

⁴⁷ Ohlson and Penman [2005] は、このように現行会計を批判しつつ、既存普通株主の観点から財務諸表を作成することを提唱しており（pp.26-29）、現在の基準設定にも大きな示唆を与えるものとなっている。すなわち、金融商品に関して新たな負債と持分の区分を提唱する FASB [2007] の「アプローチは、〔…〕まず資本を厳格に定義したうえで残余を負債とするものであり、結果的には〔…〕 Ohlson-Penman の主張にきわめて近いものになっている。〔…〕お

業実体の観点が採られているとの指摘がなされている (p.18, par.60)。このように、「現行の概念フレームワーク [···] は、企業主体理論と資本主理論の両方の側面を備えている」(AAA [2009] p.93) といえるのである。

そもそも、企業主体理論の提唱者であるペイトンも、「純収益は、所有主の立場や観点からの計数として定義されるであろう」(Paton [1922] p.254) と述べており、「企業実体は、[···] 本質的には、投資者の資源を代わりに運用する組織であり、当該実体の利益は、最終的には、株主持分の増加を表している」(Paton and Paton [1955] p.10) という。したがって、「ペイトンは [···] 資本主から分離した企業自体の存在を認めてはいるものの、この根底においては、単にこのような分離を『**法的な見地**』に立って行なっているにすぎず、実質的には所有主の見地あるいは所有主の代理人の見地をとっていると考えられる」(新井 [1963] 232 頁) のである。以上から、資本主理論と企業主体理論は必ずしも相互排他的なものではなく、両立の可能性を秘めたものであるといえるであろう⁴⁸。

(2) 会計主体の違いによる分類の相違

とはいうものの、資本主理論をとるのか企業主体理論をとるのかによって会計処理が異なってくることもある。例えば PAAinE [2008] は、自社株を発行する義務 (例えば新株予約権) やプッタブル金融商品 (例えば取得請求権付株式)⁴⁹を取り上げて、会計主体の違いによって負債か持分のいずれに分類するかが異なってくることを論じている⁵⁰。

そらく彼らの批判の理論的な優越性が、FASB 内の少数意見に支持を与えた結果であろう」(斎藤 [2009] 302~303 頁) との指摘がなされている。Ohlson and Penman [2005] の詳細については、差し当たり、梶田 [2007]、斎藤 [2009] 第 17 章を参照されたい。

⁴⁸ この点に関して川村 [2004] は、「これらの 2 つの理論は、現代の企業観としていずれか一方を採択して他方を棄却するという二者択一の問題ではなくて、[···] 現代の企業を多面的に観察するための複数の視点として考えるべき問題であるように思う[···]。このような考え方からは、利用者のニーズに応じて、資本主説と企業主体説の両者の視点から必要な情報が入手できるような財務諸表の体系や構成要素を考えていくことが現実的な対応と考えられる」(79 頁) と述べている。また桑原 [2008] 第 5 章は、簿記会計史の観点から資本主理論と企業主体理論の異同について検討し、資本主理論の普遍性を主張している。

⁴⁹ プッタブル金融商品とは公正価値でプットできる金融商品のことをいい、PAAinE [2008] はプッタブル株式とも言い換えている。

⁵⁰ この他に、特定の特徴と特定の会計主体論との整合性についても論じられている。例えば、議決権という特徴は資本主理論と整合的であり、「残余リターン」(residual return) という特徴に注目した場合には出資者が誰かは問題ではなく、当該資本の特徴は財務活動を構築するうえ

まず自社株を発行する義務について、企業主体理論に基づくならば、当該義務は負債にはならないという。というのも、自社株を発行する義務は、企業実体が将来の経済的便益を犠牲にすることにはつながらないからである。自社株の発行によって希薄化が生じるものの、それは既存株主から将来株主へ富が移転しているにすぎず、企業実体の財政状態に影響はないのである（PAAinE [2008] pars.1.41, 2.37）。これに対して資本主理論に基づくならば、自社株を発行する義務は負債になるという。というのも、資源を犠牲にするのは既存株主すなわち資本主自身だからである（PAAinE [2008] pars.1.41, 2.40）。

またプッタブル金融商品については、資本主理論に基づくならば、当該金融商品は負債にはならないという。というのも、ある株主が償還を行ったとしてもその他の株主の財政状態に影響はないからである。これに対して、企業主体理論に基づくならば、プッタブル金融商品は負債になるという。というのも、償還によって資源を犠牲にするのは企業実体だからである⁵¹（PAAinE [2008] par.2.41）。

（3）FASB [2007] の基礎にある会計主体

では、金融商品に関して新たな負債と持分の区分を提唱する FASB [2007] は、いかなる会計主体に基づいているのであろうか。FASB [2007] は、この点について必ずしも明らかにしてはいないが、FASB [2007] が提唱する基本的所有アプローチ⁵²の反対者が、当該アプローチは資本主理論に基づくものであると主張している点に触れている⁵³。当該アプローチは基本的所有商品のみを持分とすることから、資本主理論と親和性が高いと考えることも不可能ではない。

で企業実体の観点から重要なので企業主体理論と整合的であるという（PAAinE [2008] par.1.41）。

⁵¹ 以上の議論を踏まえ、国際会計基準第 32 号では、自社株を発行する義務が一部の例外を除き負債に分類されていることから資本主理論に基づいていることが推察される（PAAinE [2008] pars.2.38-2.39）のに対して、プッタブル金融商品は負債に分類されていることから企業主体理論に基づいていることが推察され（PAAinE [2008] par.2.41）、自社株を発行する義務とプッタブル金融商品とで基づく会計主体が異なっており基準内で矛盾していると、PAAinE [2008] は批判している（PAAinE [2008] par.2.42）。

⁵² 基本的所有アプローチとは、企業が清算されると仮定した場合にその資産の最後の残余に対する請求権（これを基本的所有商品といい、典型的には普通株式を指す）を資本とする考え方をいう。基本的所有アプローチについては、差し当たり、池村 [2008]、山田純平 [2008, 2009] を参照されたい。

⁵³ FASB [2007] の基礎にある会計主体に関して、山田純平 [2008] は、基づく会計主体によって株式決済オプションの再評価差額を利益に含めるか否かが異なるという点から、「FASB [2007]

しかしながら、このような FASB [2007] が資本主理論に基づいているとする解釈に対しては、AAA から批判がなされている。その理由として AAA [2009] は、基本的所有アプローチが区分に当たって現在または初期の決定権を何ら考慮していない点を挙げている。すなわち、資本主は企業財産に対する支配権を持っているが、債権者は通常はそうではないとするスプリングの主張 (Sprague [1907/1908] p.47) を引用しつつ、AAA [2009] は、負債と持分の区分に当たって決定権の違いがきわめて重要であると述べている (AAA [2009] p.92)。したがって、FASB [2007] のように「支配 [に関する配慮] がなく、残余持分があるだけでは、古典的な所有主の概念と明らかに矛盾している」(AAA [2009] p.92) という。

これに対して村田 [2009] は、「FASB [2007] は、エクイティの属性として危険負担を重視する意味において、Staubus [1961] の残余持分概念に通じ、それをさらに狭義化する」(31~32 頁) ものであるとしている。ストーバスの残余持分概念は、「資本主理論を純化・徹底させたもの」(中村 [1975] 94 頁) として位置づけられているものである。ここで残余持分とは、資産から負債および優先株式を控除したものであり、普通株式を意味する⁵⁴。この関係は、「資産－特定持分＝残余持分」という等式によって表わされる。残余持分説は、残余持分権者の観点から会計の基礎概念を考える点に特徴がある。この残余持分説が公表された当初は、「残余持分説そのものは普通株主持分説－ハズバンドのいう代理人説の考え方であって、とりたてて注目するほどの考え方ではない」(中村 [1975] 94 頁) と評価されていた。しかし、「残余持分説は、持分論にとどまらず、[...] 今日の投資意思決定有用性、将来キャッシュ・フロー、資産・負債アプローチを鍵概念とする現代会計の主要な源泉として位置づけられる」(村田 [2006] 37 頁) のである。残余持分の金額は、残余持分権者にとっては請求権を意味するとともに、残余持分権者以外の者にとっては清算時におけるバッファーを意味しており、残余持分の増減は継続企業を前提とした期間的なバッファーを意味している (Staubus [1961] pp.21-22)。この点において、残余持分は投資者にとって有用な情報を提供することになるという。しかしながら AAA [2009] は、(ストーバスの残余持分説に通じる) FASB [2007] の基本的所有アプローチは、異質なものが負債に混在することになるため、むしろ投資者の意思決定有用性を低下させると主張している (pp.93-96)。このこと

は、株式決済オプションの再評価差額を利益に含めているのだから所有主観 (本稿でいう資本主理論—引用者注) に基づいている」(91 頁) と述べている。

⁵⁴ ただし、より厳密には、残余持分はもっとも下位の請求権を意味し、必ずしも普通株式を意味するとは限らない点には注意を要する。

は、貸借対照表の貸方を 2 区分すること自体の限界を示唆しているのかもしれない⁵⁵。

(4) FASB [2007] と概念フレームワークの整合性

さらに AAA [2009] は、基本的所有アプローチと概念フレームワークとの矛盾についても指摘している (p.93)。すなわち、概念フレームワーク第 6 号に基づけば負債はその定義を満たす項目からなるが、それ以外にも、基本的所有アプローチに基づけば負債の定義を満たさなくとも基本的所有商品以外の項目が負債に含まれることになる。したがって、負債の定義を満たさない、換言すれば経済的便益の犠牲を伴わない項目までもが負債に含まれることになり、基本的所有アプローチは概念フレームワークと矛盾してしまうのである。

ただし、現在改訂中の概念フレームワークの議論では、負債の定義として「企業実体を負っている現在の経済的な義務」(FASB [2009]) というものが想定されている。このような変更がなされたのは、現時点で存在する経済的な義務ではなく将来の経済的便益の犠牲が強調されすぎたためであるという。「現在の経済的な義務」が何を意味するかは、必ずしも明らかではないが、その内容如何によっては上述の矛盾が解消される可能性が出てくるかもしれない。

さらには、現在改訂中の概念フレームワークの議論の中で、資本主理論ではなく企業主体理論に基づくことが提案されている (FASB [2008] par.OB5)。FASB [2007] は、「両観点 (すなわち資本主理論と企業主体理論—引用者注) は、財務諸表でどのように情報を提供すべきかを定めるものであって、どのようなタイプの商品を持分に含むべきかを定めるものではない」(par.60) と述べているものの、会計主体の問題と金融商品の負債・持分区分の問題とが独立で成り立つかどうかは自明ではない。この点において、FASB [2007] と概念フレームワークの矛盾がさらに拡大する可能性も否定できないであろう⁵⁶。

⁵⁵ 例えば米山 [2008] は、「資本に含まれないとみなされた諸項目の中から、何らかの規準にてらして『純粋な負債』だけを抽出し、残りの要素を『中間区分 (メザニン)』に分類する方法や、『純粋な負債』以外を純資産と総称し、そのうち (株主) 資本に属さない項目を (純資産に含まれる) 『その他の項目』とみる方法は、いずれも [...] [残余請求権者を特定化する] 議論に適う細分化の方法といえる」(250 頁) と述べている。また村田 [2009] は、「受託責任会計の観点、すなわち支配権の観点から区分した上で、貸方項目の危険負担に関する情報を補足開示することも考えられる [...]。その場合、新株予約権や優先株主持分は、中間区分に記載して再測定を想定しない」(35 頁) という提案を行っている。

⁵⁶ 資本主理論に基づく (とされる) FASB [2007] と企業主体理論に基づくことが予定されている概念フレームワークとの矛盾については、山田純平 [2008] 91 頁において、既に指摘され

10. おわりに

以上、本稿では、IASB と FASB による金融商品の負債と持分の区分に関する共同プロジェクトの進展を踏まえ、企業会計上の資本の意義や機能を含む、資本に関するさまざまな論点について整理・検討した。とはいうものの、本稿で取り上げた論点は、必ずしも網羅的なものではない点において限界を有しているといわざるをえない。

ここで看過しえないのは、会計の目的（または機能、以下同様）と会計理論との関係についてである。わが国においては、多少のニュアンスの違いはあるものの、利害調整機能と情報提供機能とが会計の目的として久しく措定されてきた⁵⁷。しかしながら、いかなる会計の目的といかなる理論とが整合的なのか、そもそも 2 つの会計の目的は両立可能なのかといった点について、必ずしも明らかではない⁵⁸。換言すれば、本稿で取り上げた数々の論点と会計の目的との関係について、個々の論点は並列的に取り上げられているが、当該論点が活発に議論された当時の状況を背景として意識的にせよ無意識的にせよ何らかの会計の目的が措定されていたとするならば、前提となる目的を等閑視したまま個々の論点を検討するだけでは、十分な議論が尽くされたとは言い難いのである。

会計の目的と理論の関係については、2 つの極を考えることができる。すなわち一方は、特定の会計の目的を前提として、その目的と理論との整合性を追求する立場であり、もう一方は、会計の目的とは無関係に何らかの「真実な」利益を措定し、体系内での論理的整合性を追求する立場である。前者の立場に立つならば、会計の目的が異なれば理論も異なり得ることを意味する。ただし、それは同一の理論でもって複数の目的を達成することを否定するものであるか否かは自明ではない。また後者の立場に立つならば、その真実性が独断的なものではなく普遍性をもったものであることを論証することが重要になるであろう。さらには、そのようにして立論された理論が、無意識的であるにせよ、何

ている。

⁵⁷ ただし近年では、会計の目的として意思決定支援機能と契約支援機能とが取り上げられることが多い。

⁵⁸ 利害調整機能は会計の伝統的な役割である受託責任の解除に関連するものであり、情報提供機能は証券市場の発達に伴って 1960 年代以降にとりわけ注目されるようになってきたものであるとされることがある。しかしながら、アメリカの財務会計は近代会計学の成立以降一貫して「投資家のための会計」という性格をもってきたとする見解もある。この点に関しては、Hoxsey [1930]、山榊 [1955] 第 1 部を参照されたい。また井尻 [1976] では、受託責任説と意思決定説との違いについて述べられている (ii - iv 頁)。

らかの会計目的との整合性を有していることもあるかもしれない。いずれにしても、会計の目的と理論との関係については検討すべき課題が多く残されているといえるのである。

このような中、既述のように、IASB と FASB との間で現在、概念フレームワークの改訂が行われており、財務報告の目的を意思決定に有用な情報の提供に純化し、受託責任を査定するための情報は意思決定に有用な情報に包含されるものとして位置づけられようとしている⁵⁹。このことは、すくなくとも制度の面では目的論が前提にされており、記録・計算・開示といった様々な側面のあり方が特定の目的から導かれることを意味している。さらには、上述の改訂案、すなわち財務報告の目的を意思決定有用性目的に純化させることに対しては、強力な批判もある⁶⁰。このことは、会計の目的に係る問題はいまだ未解決であることを意味している。したがって、われわれは、特定の会計の目的と資本に係る数々の論点との整合性を改めて検討するという課題を突き付けられているといえるのである。

⁵⁹ この点に関しては、差し当たり、津守 [2008] を参照されたい。

⁶⁰ この点に関しては、差し当たり、Ball [2006]、Watts [2006]、AAA [2007]、斎藤 [2009] 補章 3 を参照されたい。

付表 米国および国際会計基準における負債と資本の定義の組み合わせ

	負債の定義	資本の定義
FASB (1985) 、 IASC (1989) (1995)	支払義務	資産から負債を控除した残余
AAA(1999) (2001)	支払義務	普通株主の権益 (普通株式とそれに対するオプション)
FASB (1990、pars. 200-218)	支払義務	株主の権益 (ないしはそれに類する定義)
FASB (1990、pars. 183-199)	資本以外の項目	株主の権益 (または株主のリスクと同様のリスクをもつ項目)
FASB (2007)	資本以外の項目	最も優先権の低い請求権
PAAinE (2008)	資本以外の項目	会社の損失発生時にその損失を負担する請求権
IASB (2008a)	<ul style="list-style-type: none"> ① 支払義務 ② 一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済される義務以外のデリバティブ ③ 公正価値で償還する義務を有するが、最劣後ではない株式 (優先株式など) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 義務がない金融商品 ② 一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ ③ 公正価値で償還する義務を有する普通株式 ④ 清算時にのみ会社の純資産の比例的部分を引き渡す義務

出所：池田 [2008] 39～40 頁

【参考文献】

- 秋坂朝則、「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」、『金融研究』第 28 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2009 年、99～117 頁
- 新井清光、「会計主体論争」、飯野利夫・山柁忠恕編『会計学基礎講座 1 企業会計原理』、有斐閣、1963 年、225～236 頁
- 、『資本会計論』、中央経済社、1965 年
- 安藤英義、「会社法における資本概念の崩壊と税務会計」、『税経通信』第 64 巻第 1 号、税務経理協会、2009 年、41～47 頁
- 壺岐芳弘、「第 7 章：物価変動と会計上の資本概念」、『資本とは何か』、日本評論社、2008 年
- 池田幸典、「負債・持分の定義と『負債・持分の区分』のあり方に関する検討」、『会計プロGRESS』第 8 巻、日本会計研究学会、23～34 頁、2007 年
- 、「第 2 章：負債と資本の区分」、石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって—』、中央経済社、2008 年
- 池村恵一、「資本会計における所有者の限定と利益計算—FASB 基本所有アプローチの争点—」、『広島経済大学経済研究論集』第 31 巻第 1 号、広島経済大学、2008 年、109～140 頁
- 石川純治、『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』、中央経済社、2000 年
- 井尻雄士、『会計測定の理論』、東洋経済新報社、1976 年
- 井上達雄、「剰余金会計」、日本会計学会編『近代会計学の展開』、森山書店、1963 年、257～280 頁
- 井上良二、「時価会計における資本維持論」、『會計』第 165 巻第 6 号、森山書店、2004 年、1～14 頁
- 今福愛志・田中建二、「負債と資本の区分再考」、『企業会計』第 53 巻第 9 号、中央経済社、2001 年、103～108 頁
- 梅原秀継、「第 1 章：資本概念と利益計算」、石川鉄郎・北村敬子編著『資本会

計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって—』、中央経済社、2008年

大杉謙一、「負債・資本の新区分と会社法」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-4、日本銀行金融研究所、2009年

小野正芳、「包括利益計算と資本維持概念」、『千葉経済論叢』第39巻、千葉経済大学、2008年、1～20頁

大日方隆・川村義則・倉田幸路・佐藤信彦、「座談会 IFRS 対応を考える 第2回：離脱規定とアドプシヨン関連事項」、『企業会計』第61巻第5号、中央経済社、2009年、73～92頁

加古宜士、「物価変動下における資本維持概念の選択」、『企業会計』第39巻第10号、中央経済社、1987年、67～72頁

金井繁雅、「連結基礎概念の検討—親会社概念と経済的単一体概念—」、『文京女子大学経営論集』第8巻第1号、文京女子大学、1998年、97～110頁

栴田龍三、「ストック・オプション会計の代替案の可能性」、『産業経理』第67巻第2号、産業経理協会、2007年、22～35頁

——、「米国における資本会計の新局面」、『大分大学経済論集』第60巻第4・5合併号、大分大学、2009年、177～206頁

紙 博文、「資本の部の表示形式の変化に関する考察」、『経営情報研究』第14巻第2号、摂南大学、2006年、1～20頁

川村義則、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年、73～103頁

北村敬子、「終章：純資産会計の将来展望」、石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって—』、中央経済社、2008年

久野光朗、「資本概念の多様性」、『企業会計』第39巻第19号、中央経済社、1987年、53～56頁

黒澤 清、『近代会計学（改訂増補版）』、春秋社、1964年

桑原正行、『アメリカ会計理論発達史—資本主理論と近代会計学の成立—』、中央経済社、2008年

- 古賀智敏、「時価会計基準の国際比較」、『企業会計』第 51 巻第 11 号、中央経済社、1999 年、18～25 頁
- 斎藤静樹、「新会計基準と基準研究の課題—資本会計の論点を中心に—」、『企業会計』第 58 巻第 1 号、中央経済社、2006 年、20～26 頁
- 、『会計基準の研究』、中央経済社、2009 年
- 染谷恭次郎・武田安弘、『現代資本会計論』、中央経済社、1971 年
- 醍醐 聰、「企業自体の会計思想と資本概念」、『オイコノミカ』第 15 巻第 3・4 号、名古屋市立大学、1979 年、17～34 頁
- 武田隆二、『最新財務諸表論（第 11 版）』、中央経済社、2008 年
- 丹波康太郎、「ストーバスの会計における残余持分の見地」、『會計』第 75 巻第 4 号、森山書店、1959 年、15～29 頁
- 津守常弘、「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」、『企業会計』第 60 巻第 3 号、中央経済社、2008 年、4～14 頁
- 徳賀芳弘、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」、『企業会計』第 55 巻第 7 号、中央経済社、2003 年、18～25 頁
- 、「インタビュー 負債・資本の区分をめぐる論点」、『企業会計』第 60 巻第 1 号、中央経済社、2008 年、73～79 頁
- 中居文治、「FASB 概念フレームワークにおける『持分』『包括利益』概念と『会計主体』『資本維持』の問題」、日本会計研究学会スタディ・グループ（主査・津守常弘）『会計の理論的枠組みに関する総合的研究』最終報告、1997 年
- 中島省吾、「貸借対照表『資本の部』は何を開示すべきか」、『企業会計』第 33 巻第 8 号、中央経済社、1976 年、13～19 頁
- 中村 忠、『資本会計論（増補版）』、白桃書房、1975 年
- 野口晃弘、「払込資本と留保利益の区別—商法からの資本会計の自立—」、『企業と法創造』第 1 巻第 3 号、早稲田大学 21 世紀 COE《企業と法創造》総合研究所、2004 年、130～134 頁
- 古市峰子、「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」、『金融研究』第 25 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2006 年、187～

222 頁

万代勝信、「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論—資本取引と損益取引の区分を中心として—」、『企業会計』第 59 巻第 2 号、中央経済社、2007 年、18～24 頁

村田英治、「残余持分説と現代会計」、『商学論集』第 75 巻第 1 号、福島大学、2006 年、37～48 頁

———、「会計等式の意義」、『會計』第 176 巻第 3 号、森山書店、2009 年、27～37 頁

森本 滋、「序論—わが国会社法の資本制度関連改正の動向—」、『商事法務』No.1601、商事法務研究会、2001 年

森田哲彌、『物価変動会計論』、国元書房、1979 年

山下勝治、『会計学一般理論（決定版）』、千倉書房、1968 年

山田純平、「米国と欧州における負債・持分識別問題の動向とその問題点」、『産業経理』第 68 巻第 2 号、産業経理協会、2008 年、84～93 頁

———、「負債・持分識別問題の新展開と資本会計」、『會計』第 175 巻第 3 号、森山書店、2009 年、66～79 頁

山田康裕、「会社法成立による資本会計への影響」、『彦根論叢』第 361 号、滋賀大学、2006 年、139～160 頁

山梶忠恕、『アメリカ財務会計』、中央経済社、1955 年

———・寫村剛雄、『体系財務諸表論 理論篇 四訂版』、税務経理協会、1992 年

米山正樹、『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて—』、中央経済社、2008 年

American Accounting Association (AAA) , *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966. (飯野利夫訳『基礎的会計理論』、国元書房、1969 年)

American Accounting Association Executive Committee (AAA) , “Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements 1948 Revision,” *Accounting Review*, Vol.23, No.4, AAA,

1948, pp.339-344. (中島省吾訳編『増訂 A.A.A.会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』、中央経済社、1970 年、59～72 頁)

American Accounting Association, Financial Accounting and Reporting Section, Financial Reporting Policy Committee (AAA), “Response to the FASB’s Preliminary Views on Financial Instruments with the Characteristics of Equity,” *Accounting Horizons*, Vol.23, No.1, AAA, 2009, pp.85-100.

American Accounting Association’s Financial Accounting Standards Committee (AAA) , “Comment Letter to the FASB: Liability and Equity,” *Accounting Horizons*, Vol.13, No.3, AAA, 1999, pp.305-307.

———, “Evaluation of the FASB’s Proposed Accounting for Financial Instruments with the Characteristics of Liabilities, Equity, or Both,” *Accounting Horizons*, Vol.15, No.4, AAA, 2001, pp.387-400.

———, “The FASB’s Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis,” *Accounting Horizons*, Vol.21, Iss.2, AAA, 2007, pp.229-238.

Accounting Principles Board (APB), “Reporting the Results of Operations,” *APB Opinion No.9*, APB, 1966.

Ball, R., “International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors,” *Accounting and Business Research*, Vol.36, Special Issue, 2006, pp.5-27.

Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements*, FASB, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』、中央経済社、2002 年)

———, “An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both,” Discussion Memorandum, FASB, 1990.

———, “Financial Instruments with Characteristics of Equity,” Preliminary Views, FASB, 2007.

- , “Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information,” Exposure Draft, FASB, 2008.
- , “Project Update: Conceptual Framework—Phase B: Elements and Recognition,” FASB, Latest revisions: As of 21, April 2009, <http://72.3.243.42/project/cf_phase-b.shtml>.
- Hoxsey, J. M. B., “Accounting for Investors,” *The Journal of Accountancy*, Vol.50, No.4, AICPA, 1930, pp.251-284.
- International Accounting Standards Committee (IASC) , *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, 1989. (企業会計基準委員会監訳『国際財務報告基準 (IFRSs) 2007』、レクシスネクシス・ジャパン社、2008年)
- , *International Accounting Standards No.32: Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASC, 1995.
- , “Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities,” Discussion Paper, IASC, 1997.
- International Accounting Standards Board (IASB) , “Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information,” Discussion Paper , IASB, 2006.
- , *International Accounting Standards No.32: Financial Instruments: Disclosure and Presentation* (revised in February 2008), IASB, 2008a.
- , “Financial Instruments with Characteristics of Equity,” Discussion Paper, IASB, 2008b.
- Marple, R. P., *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, Ronald Press, 1936.
- Ohlson, J. A., and S. H. Penman, *Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms’ Common Stock Performance with Particular Attention to Employee Compensation Options*, White Paper No.1,

Center for Excellence in Accounting & Security Analysis, Columbia Business School, 2005.

Paton, W. A., *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, Ronald Press, 1922.

———, and W. A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, Macmillan Company, 1955.

Penman, S. H., “The Quality of Financial Statements: Perspectives from the Recent Stock Market Bubble,” *Accounting Horizons*, Supplement, AAA, 2003, pp.77-96.

Proactive Accounting Activities in Europe (PAAinE), *Distinguishing between Liabilities and Equity*, Discussion Paper, EFRAG, 2008.

Sprague, C. E., *The Philosophy of Accounts*, C. E. Sprague, 1907/1908.

Staubus, G. J., “The Residual Equity Point of View in Accounting,” *Accounting Review*, Vol.34, No.1, AAA, 1959, pp.3-13.

———, *A Theory of Accounting to Investors*, Berkeley, University of California Press, 1961.

Watts, R. L., “What has the invisible hand achieved?” *Accounting and Business Research*, Vol.36, Special Issue, Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 2007, pp.51-61.